

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

準 備 書 面

(第 11 回)

平成 23 年 5 月 9 日

岡山地方裁判所第 2 民事部 2A1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

被告発行の機関紙「ひかり」第 460 号(甲 1 号証)に書かれたことは、訴状二の 1. から 4 において述べたごとく、虚偽の事実に基づく記事である。

一、被告が発行の動機として記述していること

1. 被告が準備書面(2)の 9 頁から 12 頁において主張していることは、原告の活動について「正当性を欠く内容や手段」と指摘して、その説明として列挙しているのが、(2)弁護士会人権擁護委員会への申立て、(3)公害調停の働きかけ、(4)質問主意書をあげている。更に、準備書面(6)の 19 頁でも「社会常識にそった穏当な議論でなく」として前記(2)から(4)をあげている。準備書面(7)1 頁でも質問主意書について「正常ではない」と述べ、15 頁から 19 頁にかけても公害調停、人権擁護委員会への申立てがなされたことを「誤ったあるいは法的には許されない宣伝や申立て」といい、甲 1 号証を「出版配布した」動機であると述べている。

準備書面(8)の 1 頁でも同じく質問主意書、公害調停、榎原氏が倉敷市にたいして行った陳情、山田氏が広島県と広島市に行った陳情などを原告の行動と、憶測の上断定して甲 1 号証の発行の動機としている。準備書面(11)の 7 頁でも公開質問状や呼びかけ文(乙 1、2)を原告の文章と憶測で断定し、人権擁護委員会への申立て、公害調停、質問主意書が甲 1 号証の発行動機としている。

2. 被告が主張する「正当性を欠く内容や手段」、「正常ではない」、「法的に許されない」、とするとして列挙しているのが公害調停、質問主意書、人権擁護委員会への申立てである。公害調停については乙 31 号証にあるように、ただ単に問い合わせただけであり、森永ミルク事件は「公害調停にはあたらない」との返事を得ているのである。電話でのやりとりだけで、ことは終わっているものであり、被告が「申立て」と(被告準備書面(7)15 頁、準備書面(8)1 頁、準備書面(11)7 頁)で主張していることは、虚偽である。

3. 質問主意書についても、甲 34 号証から甲 38 証までを正確に読めば、羽場頼三郎岡山市会議員が原告には知らせずに、柚木衆議院議員に依頼していたことが判るはずである。その経緯については、甲 35 号証に述べているとおりである。平成 19 年 4 月の統一地方選挙を前にして、原告にとって面識もなく依頼もしていない柚木衆議院議員から電話で突然「質問主意書を出すことにしている」と言われた。それに対し、どのような内容を書いているのか、原告と具体的に打合せもしないで「出す」と言われれば、「見せて欲しい」というのは常識ではないだろうか。

しかしその後 6 月下旬柚木議員の秘書から、参議院で民主党の二議員が、救済事業を評価する内容の質問をしているので、それに反する質問主意書は出せないとの電話連絡があった。

明日にでも質問主意書をだすような口吻で、市議会議員選挙前には電話があったのに、選挙が終わると掌を返すような「出せない」という連絡があれば、「出す」といっていたのは、一体どのような思惑からであったのか、疑問に思うことは当然である。それでは「質問が掲載されている国会の議事録を見せてほしい」と原告の要求で送られてきたのが、甲 36 号証の 1 と 2 である。国会質問を読んでも質問をしている二議員には、森永ヒ素ミルク事件についての知識が浅いことが原告には判った。それで現状を理解してもらうためにも、認識不足の部分を指摘したいと思ひ、議員の住所を柚木議員秘書にたずねたのである。それが甲 37 号証である。

それに対する回答が甲 38 号証であり、今度は被害者や他の支援者から意見を聞

き「まとめをされている弁護士」にも聞いたら別の意見もあるので、質問主意書は出せないとの返答を得た。柚木議員は最初原告に電話を掛ける時点で、これらのことをすべて調査し、その上でないと「質問主意書を出すことにしている」ということは言えないのではないだろうか。調査もしないでにおいて「出す」といい、その後「調査したら出せないことになった」というのは、あまりにも無責任であることに原告は憤りを感じたのである。

「とても強い態度で質問主意書を是非出させようとし」（被告準備書面(7)17 頁）としたことはない。原告が柚木議員に不信を感じたのは、回答がその度ごとに変わることであり、その無責任さに対して強い調子で書いているのである。それを被告は意図的に曲解しているにすぎない。

しかし、質問主意書の提出依頼がそれほど不当なことだろうか。昭和 48 年 12 月 23 日に締結された第 5 回三者会談確認書を巡っては、それ以来政府に内容を質したことはない。合意された 5 項目についてもいまだに曖昧なままで恣意的な解釈がなされている。第 1 の森永が「被害者救済のために一切の義務を負担するとは」その範囲はどこまでなのか。第 3 の「費用の一切を負担することを確約する」とは「無制限」なのか。第 4 の『厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために援助し』という文言は行政上の「措置」だけに限られるのか。また、森永が経営破綻に至った場合は、現在の救済はどうなるのかなど、被害者が安心して生活するためには、内容をもっと詰めていく必要はないのか。原告が質問主意書の提出を依頼したとしても、それで救済が破壊されることはない。

4. 人権擁護委員会への申立てについて被告は、準備書面で「生活手当が低額」であることを理由にしていると再三述べて、その他のことには触れようとしない。原告が榎原氏、横田氏、山田氏にそれぞれ依頼されて「申立書」を書いたことは事実である。その内容について「生活手当が低額」であることは三氏に共通しているが、三氏それぞれに個別の申立てがあることに、被告はふれようとはしない。

榎原伊織氏は、被告総会への参加を拒否されたことも理由の一つにあげている。

榎原氏は家業を長男に譲ってから、被害者である長女の行く末が気掛かりになり、改めて「恒久対策案」の規程を熟読する気持ちになった。その結果実行されていない項目が多数あることに気がついた。それらのことを執拗にひかり協会職員に尋ねても、納得のいく説明はなかった。そこで被告総会で、直接役員に聞きただしたいという考えに傾いた。当時の被告副理事長はひかり協会理事も兼任していたので、被告岡山県委員長間野勉氏に、発言資格のある代議員として総会に出席することを申し出た。

ところが、被告第 35 回全国総会の開催要綱が掲載された機関紙「ひかり」409 号が榎原氏の手元に届いたのは、平成 15 年 6 月 2 日であった。開催要綱によると「六の(2)総会での発言を希望する代議員の所属・氏名・発言要旨・所要時間等必要な事項(5/31 までに)」とあり、意図的に「ひかり」409 号が遅く郵送されたことに気がついた。それで被告役員の平松氏に抗議すると「なんとかなる」との返答をえたので、6 月 9 日に発言要旨を書いた文書を事務局宛てに提出した。その回答として榎原氏に届いたのが乙第 19 号証である。

横田忠雄氏の場合は被害者である長女に対してなされた、ひかり協会職員による人権無視の発言である(甲 44 号証)。これは被害者本人の記録していたものに、原告が欠けていた句読点などを入れ、又文法的な誤りなど最小限度の補正を加えたものである。その他には、横田氏だけに機関紙「ひかり」を差別的に配送しないことを指示した文書もあり、これも申立ての理由としてあげた。それについては、被告はまったく触れようとはしない。

山田一之氏については、「山田氏の主な経過」(甲第 45 号証)による行動記録の被告会員への流布である。これは尾行調査でもしなければ入手することができないような情報が記録されていて、山田氏のプライバシーを侵害するものである。これらのことについては、被告は準備書面でも全く無視し、「生活手当」のみを取上げて人権擁護委員会へ申立てをしたかのように主張する。

5. 日本弁護士連合会のホームページによれば、日本弁護士連合会人権擁護委員

会の項目で、「弁護士の職責{基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする}を受けて、日本弁護士連合会は、人権擁護委員会の設置および活動について、日本弁護士連合会会則に下記に定めている。」として、第 65 条の一に人権擁護委員会をあげている。

また質問主意書については国会法第 74 条の②に「質問は簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。」とある。

公害調停については公害紛争処理法「第三款調停」によるものと思われるが、いずれも法によって定められたものである。

以上を「正当性を欠く内容や手段」、「正常でない」、「法的に許されない」と被告は主張しているが、いかに的外れであるかは論をまたないところである。被告代理人は国会議員を務めたこともある輝かしい経歴と、名声の持ち主である。これらのことを素人の原告が指摘するのも、おこがましいというものである。しかし被告が敢えて準備書面に記述したのは、甲 1 号証の発行動機はこれより外に別の動機があるのを、意図的に隠蔽するためと思われるからである。

二、「ひかり 460 号」発行の本当の動機は言論弾圧の一環

1. 被告は「丸山報告」以来、批判的言辞にさらされることがなかった。マスコミに登場する際には、いつも同情的に紹介され、悪役としての「森永乳業・厚生省」と対比的に取上げられた。マスコミは被害者に同情的であり、14 年間森永や厚生省が適切な措置を行わず放置した責任を迫り続けた。これが社会からの支持を受け支援組織を広げる役目を果たしたことは、疑う余地がない。新聞・放送記者たちが、被害者を支持する記事を発信することが、「正義」であると信じて報道したことは、それはそれで正しいことであった。被害者と親たちには何ら落度はなく批判されるべき筋合いはないからである。その流れのなかで、ひかり協会が設立され、恒久対策案に盛り込まれた救済策が実行されることになると、事情は変わって来た。

今まで敵として攻撃目標であった加害企業「森永」と厚生が一步退き、救済事業を実施するひかり協会が前面に出てきた。救済の実行を迫って現地交渉の相手だっ

た森永に変わり、ひかり協会が矢おもてに立つことになってきた。被害者の親たちの批判は、救済が思うように進まない救済機関にむけられ、救済をめぐる意見の対立が目立ちはじめた。

それまで「訴訟勝利」、「森永不買」、「恒久対策案の実現」を目標にして単一組織で一枚岩が維持されてきたが、それらの目標が達成されひかり協会が設立されると、救済を巡って多様な意見が出て来た。それを単一組織として無理やり維持していくとなると、組織操縦に長けた者が主流派になり、被告の主導権をにぎった。主流派の主張に異論を唱えた者は、それがたとえ正論であっても、受け入れられず退けられ排除され、主流派の唱える意見が正論とされるに至った。その主流派の遺産を親達のような苦勞を味わうことなく継承したのが、被害者本人の被告幹部たちである。

マスコミは組織内部のことには立ち入らないのが流儀であり、いつも組織を代表する者の流す情報しか報道しない。少数派の異論は無視され、主流派が如何なる組織運営をしてもマスコミは報道しない。そうして外部からの批判は「被害者」と言われる人達には向けられない。マスコミにとって被害者は聖域であり、それが「被害者組織」にまで拡張されて、被害者組織まで聖域に繰りこまれてしまった。被害者と被害者組織は別であるにも拘わらず、かかわりたくないのだ。組織は常に組織の維持を指向する運命にあり、組織に批判的なものには本能的に身構える。今まで外部からの批判対象とならなかったことが、被告への批判は即ち攻撃であり誹謗中傷であると受取る方へ働いた。それは被告の準備書面の各所にみられる攻撃という単語の多用に現れている。被告には批判と誹謗中傷の境目はなく、評価される以外はすべて攻撃であり誹謗中傷であると認識する習慣ができています。

2. 被告組織の内部問題である間は適当に処理されているが、内部問題としての域を超え外部に分かる形で批判され始めると、批判者には様々な妨害や弾圧を加えはじめる。榎原氏の場合がまさにそうである。

榎原氏は『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』を熟読して、救済事業が恒久対策案に照らしてみても、十分実行されていないことに気がついた。そこで

ひかり協会の職員などに再三苦情を言ってきた。しかしラチがあかないので、これを組織外部の人にも知ってもらいたいとの考えからホームページを開設した。その後被告からは言論の自由を否定した「ホームページを閉じるように」という申入れが再三あったが、榎原氏がこれに応じなかった。その報復として被告は榎原氏の総会への出席を拒否した。榎原氏は総会への出席拒否などを理由として、平成15年6月岡山弁護士会人権擁護委員会へ申立てをした。

報復的と思われる次の動きは翌年1月に突然訪れた。今まで話題にもならなかった「生活手当の誤支給」問題が、榎原氏に過払い分の請求としてひかり協会から突きつけられた。「前平松センター長の誤支給により生活手当」の文書である。宛名は被害者である長女名、ひかり協会理事長大槻高氏からのものである。これには具体的な請求金額は書いていないが、標題からして今後の請求を予告するものであった。

翌、平成16年12月12日付けで長女宛てに請求書が届けられた。今度は(財)ひかり協会副理事長前野直道氏からのものである。「誤支給(過払い)がありましたので返還をお願い申し上げます」として、総額1,858,572円の支払いを求めるものであった。翌年の3月26日付でも同一の文書が日付だけを書換えて被害者本人宛てに送られて来た。

平成21年1月12日付けで協会から届いた請求書では、金額が約百万円増加して2,774,358円となっていた。榎原氏は折り返し12月14日付けで1.請求金額の算出根拠、2.過失の原因説明、3.原因説明の証拠書類、4.正式な請求書の発行をもとめる質問状を送った。

ひかり協会の説明によれば、誤支給をした原因は、榎原氏の側にあるという。平成1年8月以降、長女への障害者基礎年金の支給額が2級から1級に変更になったにもかかわらず、申請用紙の2級の欄に○印をつけていたからだという。そのせいで生活手当2級月額62,300円を支払い続けたという。本来ならば1級月額48,425円であり、その差額に「過払い」が発生した。その後は1級、2級とも支給金額が増額され誤支給額は増加するが、すべて責任は榎原氏の申請が誤っていたことによ

るというのである。

ひかり協会へ「生活手当・調整手当・介護料支給申請書」を提出する際には社会保険庁からの「年金振込通知書」を添付することになっていたが、「守る会からの簡素化要望を受けて、1989年(平成元年)以降確認をしなくなり」と榎原氏への回答では書いているが、それを受給者に徹底させてはいない。しかも、ひかり協会報「ふれあい」(乙25号証)の生活手当欄の「手続方法など」には「障害基礎年金の証書写しを添付して申請」と書き続けている。これは平成22年5月1日発行の「ふれあい」にも同様の記述があり、遡って平成1年以降を調べたが、同様の記述があり、一概に榎原氏の申請に責任を転嫁するわけにはいかない。

さらに2級から1級への変更手続きをしたことを、榎原氏自身が記憶していないのである。1級と2級を受給する被害者にとってみれば、生活手当と障害基礎年金を合算すると同額になるように、ひかり協会が設定しているのであるから、等級変更による利益はないのである。それ故煩雑な手続きをしてまで、等級を変更する必要は生じないと榎原氏は言うのである。それでは等級変更して利益をえるのは誰かといえば、ひかり協会である。2級から1級に変更すれば、榎原氏に請求した分だけひかり協会の支出が減り、障害者基礎年金が増額されることになる。

平成1年から発生した「過払い」を専門の事務員を抱えるひかり協会が、15年間も気付かなかったとは思えない。榎原氏がホームページを開設し、人権擁護委員会へ申立てをした翌年の平成16年まで気付かなかったとしたら、ひかり協会の経理事務は余ほどズサンなものである。救済資金を預かる責任上からも、厳重な出納管理がなされているだろうことは想像できる。だとしたら、これまでの榎原氏の行動に対する報復という以外に理解のしようがない。これはひかり協会と被告への批判を止めない榎原氏への報復行動であり、形を変えた言論への弾圧に外ならない。

3. 被告もひかり協会もこれまで外部からの批判を受けたことがないようである。常に褒めそやされ、批判に対する免疫力がないから、救済事業について評価されない文章にであうといら立った対応をする。

その一つの例が「週刊金曜日」(2002年8月2日号)に発表した原告の『後退する被害者救済』に対する反応である。これは原告がひかり協会の救済事業について批判をしたものである。しかし当のひかり協会は沈黙しているのに、被告理事長の名をかたって前野直道氏が原告に反論している。

二例目は「社会技術研究論文集 vol.3,90-101,Nov.2005」に発表された中島貴子氏の『森永ヒ素ミルク中毒事件 50年目の課題』に対する被告の反応である。論文にはひかり協会の救済事業に対する言及があり、その中で「能瀬英太郎氏は近著『森永ヒ素ミルク中毒事件発生から 50年一被害者救済事業の実施状況』において、恒久対策案の空洞化を指摘している」との記述に焦点を当てて、被告が抗議をした。ひかり協会はこの論文に対しても沈黙しているのに、被告理事長小畑芳三氏名義で中島氏と独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長市川惇信氏に抗議文が届けられた。

どちらも被告名義で反論、抗議がなされたことは注目に値する事件である。批判されたのは(中島氏の論文は救済批判とはいえ、原告の記述の紹介と引用である)ひかり協会の救済事業でありながら、当事者でもない被告が前面に出て来た。批判の対象でもない被告が前面に出て来たことには、それによる言論の委縮をねらったものであることが窺われる。内部では救済に批判的な言論を統制し、外部者に対しては被告の名前を表面に出すことにより「口封じ」をしようとしたものである。

その具体的事例として「ひかり」447号(2006年7月20日発行)に第38回全国総会での発言要旨が掲載されている。その中で会員から「救済事業の達成状況は諸先輩が目指したものと程遠い。執行部と違う意見に対して口を封じるのは民主的でない」との意見がだされている。さらに「ひかり」465号(2008年1月20日発行)では「報道機関への対応のガイドライン(抄)」が掲載されている。これによると「(2)具体的な対応」の中で①守る会組織への取材・・・(組織及び組織の長への取材)(省略)②個人への取材 原則として、事前に(取材を受ける前に)都府県本部に報告する。都府県本部は全国本部に報告する。個人への取材は原則として統制しないが、

明らかに守る会方針に反することを述べてはならない。」と書いている。

4. 昭和 44 年 10 月、岡山市で開催された「日本公衆衛生学会」で「丸山報告」が発表され、森永ヒ素ミルク事件は社会の耳目を集めることになった。11 月には被害者の親を会員とする森永ミルク中毒のこどもを守る会が、全国的な規模として新たな出発をした。昭和 47 年 1 月には被害者本人を会員とする森永ミルク中毒の被害者の会(以下「被害者の会」と略す)が結成された。

岡山森永告発の発足は昭和 46 年 4 月であり、会員として参加していたのは、社会人は少数で大半は大学生や高校生であった。被害者と年齢的には近いことからして、お互いにうちとけて話をするまでにはそれほど時間は必要なかった。原告は大学生や被害者とは 15 以上も歳の開きがあり、どちらかといえば親たちの方に親近感があり、森永告発のなかでも自然と役割が決まっていた。大学生たちは被害者の会を積極的に支援し、原告は守る会の集会などに参加するようになった。

支援活動とはいっても所詮運動の主体は「守る会」であり、「被害者の会」である。支援者はその運動を後ろから支え助けることが任務になる。支援活動への参加者は、支援を通じて日本から公害を追放することに少しでも役立ちたいとの考えをもって、「守る会」や「被害者の会」がなければ、運動はなりたたないのである。支援運動の出発は被害を受けた親たちが、どのような苦難の道を歩んできたか、その話を聞く事から始まる。ヒ素ミルクを飲ませた親が語る子供と一体となった闘病生活、その後の森永や小児科医の対応に、話を聞いて涙し、憤りを感じるものが個人として運動を推進する発条になる。

5. 被害者の親たちの体験は絶対的なものである。経験し、今も継続している我が子の行く末を案じる気持ちは誰も否定はできない。被害者本人の体験も絶対的なものであり、被害者以外の者はその苦悩を経験できない。そういう意味で両者の存在は絶対的で、支援者より屹立している。

支援者はその主人である「守る会の親」と「被害者」の経験に唯、頭をたれて聞く以外にないのである。支援活動とは主人である被害者とその親をつねに「押し立て

て」いくものであり、それを抜きにしては成り立たない。主人が「左だ」といえば、それが体験から出たものである限り「右だ」とは言えない。「右だ」といって「被害者でもなくせに、被害者の気持ちがわかるものか」と言われれば、沈黙するほかない。被害者同士は対等であっても、非被害者との話し合いになると「俺は被害者だ」とか「被害者の気持ちがわかるか」という言葉が、論争を有利に導くために使われだす。被害者だという立場を表明することが、相手を沈黙させる道具として有効であると認識すれば、それが常態化する。

マスコミは 14 年間沈黙して被害者を見殺しにした前歴があり、支援者も森永製品を食い森永を助けたので共犯者だという意識がある。それは負い目となって報道する側と、支援する側に存在する。それらの意識は、暗黙のうちに支援者とマスコミには被害者批判をタブーとする方へ働き、被害者組織はそれを当然のことと受止めて、両者を批判する際の道具として利用されてきた。

しかし被害者としての立場と、組織としての立場は別である。組織として活動することは、いかに被害者組織であろうとも、組織が個人を疎外するという原理からは逃れられない。いまだに両方を混同し引きずったまま、存続しているのが被告組織である。そのストレートな意識が「被害者は何をやっても批判されない」という行動として表出されはじめる。変形として「被害者批判は許されない」という被害者個人としての立場を、組織としての立場に置き換えることにより、批判的意見を抑圧することに違和感がなくなってくる。

被害者組織であることを強調すればするほど、相手の言論活動を委縮させる効果があることを被告は学習から身につけている。被害者組織であることを名乗ることで相手が怯み、批判行動を抑制するであろうことを暗黙の内にメッセージにこめている。「週刊金曜日」への反論、中島氏への抗議文、さらに甲 1 号証などひかり協会への批判を、すべて被告が引受けていることの裏にはこれらの意識が見え隠れしている。それは自由な言論を抑制させ、委縮させる作用を期待してのものであり、言論を弾圧する意図が隠されている。

三、甲1号証について

1. 原告は平成21年4月20日提出の準備書面(第1回)の求釈明で甲1号証の筆者を明らかにするよう求めた。しかし被告は平成23年1月14日の証人尋問の申請を提出するまで明らかにしなかった。それも文書ではなく、口頭で述べたにすぎない。これは明らかに信義違反の行為であり、本件訴訟に真剣に対応しているとは思えない。

2. 甲1号証の筆者といわれる前野直道氏は、原告の全く知らない人である。被害者自身の会である「被害者の会」が設立されたのは、昭和47年1月のことであり、会の設立に尽力した被害者を原告は大抵知っているが、筆者とされる前野氏は、面識がない。ひかり協会が設立され、岡山事務所は交通の便のよい、守る会全国本部事務局内におかれることになった。事務所は事務局長の岡崎哲夫氏所有の建物を改造したもので、当時原告は乞われて機関紙「ひかり」の編集を手伝っていた。ひかり協会と守る会関係者、被害者の会も全国本部をこの建物においていたので、関係者の出入りが激しかった。しかし前野氏の姿を見たことはない。『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』中の「歴代役員名簿」をみると、「90年度」(平成2年)の常任理事欄にはじめて前野氏の名前が掲載されている。

被告が問題とする『「森永告発」に対する守る会の態度』が決定されたのは、昭和50年11月19日の拡大常任理事会でのことである。前野氏が常任理事に任命される15年も前の出来事であり、決定当時の経緯について直接見聞いた体験があるとは思えない。また原告が当時の被告会員とどのような交渉があったかも、前野氏が知る由はないはずである。

被告準備書面(3)の23頁では「当時の被告組織は、父母を中心とする親族のみで構成され、現在の被告組織は多くが被害者本人で構成されていて、原告の活動を知る者はほとんどいない。」と述べている。さらに4行下では「このように原告の過去の活動について、被告組織内で知るものがほとんどなく、森永告発に対する被告組織の批判に対して、原告は恨みを募らせた。」と述べている。

このように原告のことを「ほとんど知らない」被告組織の中で甲1号証が書かれたのである。「ほとんど知らない」人が何故「恨みを募らせた」と書けるのであろうか。以上のことから甲1号証については伝聞に基づき憶測で書かれたことを、自ら告白しているといえる。

3. 被告機関紙「ひかり」は主な購読者を会員とし、その他「専門家64部、協会職員65部、その他21部、合計約2,350部」が発行されていると被告答弁書9頁に書いている。そして「被告の公共の利益のための活動のPR部門を担当」(被告準備書面(14)6頁)ともある。

被告の利益のために発行している機関紙とはいえ、記事の内容については商業新聞と同様に真実性がもとめられる。機関紙だからといって、虚偽の記事で自分たちに都合の悪い者の人身攻撃をすることは、許されないことである。機関紙だからこそ、会員に知らせる情報は商業新聞にも増して正確性が求められることもある。例えば、医療情報などヒ素中毒に関する治療など、会員は一般市民より注意して読むことが予想される。情報の正確性については、全ておろそかには出来ぬ責任を持つ。正確な情報を伝えることは、会員の行動がそれによって左右されるからである。

4. 会員には被告の現状について「知る権利」がある。機関紙に求められるのは今被告内でどのようなことが起こっているのか、その情報を開示する義務も課せられている。それを被告は実行しているかといえ、むしろ隠蔽していると思えない。本件訴訟のように、機関紙に書いた内容について原告が被告を訴えたことを、果たして掲載しただろうか。全くないとはいえないが、内容を紹介するでもなく、僅か一二行ですましている。何故そのような報道しかないかといえ、幹部の犯したミスを隠蔽しようとしているからだ。準備書面で被告が展開しているように、甲1号証の内容が「すべて真実」であるなら、堂々と発表することに不都合はないはずである。

四、榎原氏のホームページ掲示版への原告の書込みについて(以下被告準備書面の番号に従って反論する)

第1項 1. 被告は準備書面(14)の1頁で『「E氏が開設したホームページに、ひかり協会や守る会を誹謗中傷する書き込みを次々と掲載する」という文章が、甲1の文中に書かれており、これが真実であることが争点となっている。』と書き、あたかもこれだけが争点のような主張をしているが、これは被告がこの1点に絞って争点にしたいという願望のあらわれである。

被告が誹謗中傷だとしてホームページ掲示板から引用するのは、原告が書き込んだ文章の一部であり、その中心的論点の具体的事実にはほとんど言及していない。最後に付け加えた片言隻語をとりあげているにすぎない。問題は主とする具体的内容が真実かどうかである。

2. (1)被告が反論しないのは書かれたことを認めたことになるのは「言論の応酬」の場合は常識である。(2)ホームページを認めないことは、言論の自由を認めないことである。(3)被告は言論による批判を「実力」といい「妨害」という、初めから「言論の応酬」という民主的手法を否定する立場を表明している。さらに原告が書いていない乙4を無理に原告に押し付けている。原告は掲示板への投稿には常に実名を用いて来た。この書き込みにかぎり匿名にする合理的理由はない。「建設的な成果に結びつかないことは、あらかじめ分かっている。」というのも、討論という民主的方法を否定するものである。

3. (1)両者は別べつの団体である。(2)被告が例示する乙22にしても全く文脈を無視した主張である。ここで「守る会」と表示しているのは、事実の経過説明であり批判ではない。「守る会」と書く場合批判的文脈であるか、事実説明的文脈であるか分別すべきで、「守る会」とかくことが非難されるとは暴論である。(3)それでは「ひかり協会を守る会」に変えることを提案する。

第2項 1. これは認める

2. (1)恣意的な解釈である。(2)無条件で救済はしていない。(3)不特定多数ではない。森永ヒ素ミルク中毒被害者である。

3. (1)それは私益というものである。(2)一般的用語を問題にしてはいない。あく

までひかり協会がどうかを問題にしている。(3)被害者の意見の中には、被告会員以外も含まれる。被告はひかり協会と連絡を希望している被害者の、僅か三分の一しか組織していない。残された三分の二の意見までも集約していない。それでありながら、あたかも被害者全員の意見を代表しているかのように主張している。

第3項 1. 問題からにげている。

2. (1)恒久対策案には職員給与まで想定されていない。全予算の約4割も支出されている内容を公開すべきである。それは原告が「文書提出命令の申立書」を提出するまでもないことである。(2)一般的にいつて公益法人は税の優遇措置を受けながら、透明性にかけていることが問題になっている。(3)圧力をかけていることは、原告の前述したごとく事実である。(4)それでは、榎原氏の批判記事を掲載したらどうだろう。

3. (1)事実そうである。(2)「批判を拒否する閉鎖的集団」であることで、会員に自由にものを言わせないようにしていることは、甲29号証55、56、57頁に記述した榎原氏と岡崎氏への対応に現れている。(3)例示しているのは犯罪であり、不正とは正しくないことである。(4)批判を拒否しているから、掲示版への書込みを問題にしているのである。

4. (1)生活手当の金額決定には疑問点が多い。(2)①簡単に実現できるとは、どこにも書いていない。原告が主張しているのは国民の協力で、三者会談に至りひかり協会設立にまで漕ぎつけられた。守る会は恒久対策案の実現を運動の柱とし、その手段として不買運動への参加を国民に求めていた。国民が賛同し協力してくれたのだから、それに応えるには、恒久対策案を実現することが、約束を果たすことになりお礼である述べている。その他資料の保存、データの収集など後世の研究に役立つことをしろと述べている。それをしなかったら「後世の笑いもの」になり「実行率1割程度」では「箸にも棒にもかからない」と評論している。恒久対策案を実現する目的で設立されたひかり協会が、実現のために働かなかつたら「ネズミを取らない猫」と同じだと述べているのである。主題を問題にせず、評論的言辞のみを問

題にしている。問題となるのは具体的に例示している項目についての説明である。

乙2は原告が書いたものではない。そのことは前述したとおりである。原告が書いていないことを憶測で原告が書いたと断定し、それを批判の根拠としているのは、被告の特徴的手法である。②に述べられていることは単なる言い換えであり、外国からみれば「軍隊」であるものを「自衛隊」と称していることと同様である。③は原告が書いてはいない。④は既に述べたので反論の要なし。⑤は現行の救済策は恒久対策案から後退しているので、案の忠実な実行を求めているのであるから、原告の主張は被害者の幸福を願っていることの表明である。

(3)「生活手当」については、これまで被告の説明が虚偽であったことを、①で初めて告白しているに等しい。ひかり協会設立以来、暫定措置であった「生活手当」の基準が決められたのが、甲3号証の「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」においてである。この中の「Ⅱ各論3生活保障・援助」の項目で「生活保障事業としての手当の内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。本人の所得保障の水準額は、三十歳の勤労者の賃金の六十%とする。」とあり、さらに付則として『「三十歳の勤労者の賃金の六十%」の表現は、この考え方を勤労者の賃金にてらしてあらわしているものである。』と書いている。

被告準備書面(6)の9頁8行目でも「本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60%とする。」とある。15頁でも「30歳の勤労者の賃金の60%という額になった。」とある。さらに『ひかり協会30年の歩み』[資料9]「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」の302頁と303頁にも同様の記述がある。同誌の[資料11]『「40歳以降の被害者救済事業のあり方」の基本的確認事項』の「3.生活保障・援助」(334頁)の中では『(2)生活手当の保障水準の考え方は、「30歳代を迎えての被害者救済事業のあり方」の基本的確認事項の考え方を変えない」とあり「30歳の勤労者の賃金の60%」を踏襲することを承認している。

原告は本件訴訟において平成21年5月11日「文書提出命令の申立書」を提出し1文書の表示。(1)ひかり協会作成の「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確

認事項」の内「Ⅱ.各論、3 生活保障・援助」の中にある「本人の所得保障の水準額は、三十歳の勤労者の賃金の 60%とする」の出典の提出を求めた。これに対して被告は、平成 22 年 12 月 22 日提出の準備書面 (12) において「1.(1)の文書については、現在、存在しない。」との回答をした。

それから僅か3ヶ月でまた前言を翻して、被告準備書面(14)12頁での説明である。この説明で問題になるのは、「生活手当」の算出基準をいままで秘密にしていたことである。重症被害者にとっては「生活手当」は重要な収入源であり、その算出基準を明確にして、納得のいく説明をする義務がある。その説明を全くせず、単に「30歳の勤労者の賃金の60%とする」と簡単な記述ですませている。

その上問題なのは、この後被害者が何歳になっても「30歳の勤労者の賃金の60%」を基準としてスライドしていく、という説明がなされていないことである。被害者が30歳の時点で「30歳の勤労者の賃金の60%」と設定すれば、40歳になれば「40歳の勤労者の賃金の60%」になると受取るのが常識である。そのような期待を受給者に持たれることが予め予想できたのに、その期待をあえて裏切ったことである。

被告準備書面(6)の6頁「②金銭給付の判断基準」の作成で『昭和54年1月の第27回理事会で「救済事業のあり方」にもとづく「金銭給付の判断基準」(乙58)を決定し、同年4月から新しい基準による事業に移行した。』とあり、その7行下ではこの討論に「被害者全体が議論しながら」とある。これより6年前になるが、政府は昭和48年9月頃「公害健康被害補償法」の制定を急いでいた。「被害者の会」ではこの法律に対して「加害者救済制度を許さない」という趣旨に賛同して、昭和48年9月18日の抗議集会に参加している。

それでありながら「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」(甲2号証)では、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、太陽の会(被害者の会が名前を変える)、財団法人ひかり協会とともに「ひかり協会は、昭和58年度事業計画書で三十歳代の被害者救済事業のあり方について検討することを決定した。(中略)三十歳を迎えての被害者救済事業の基本事項について次のとおり意見の一致をみた。」と

あり、これら「生活手当」の基準討議には初めから被害者も参加して、この「基本的確認事項」に賛成していることがわかる。

被告準備書面(14)の12頁7行目では「生活手当」の基準設定について「公害健康被害補償制度を参考とした。男・30～34歳197,500円と女119,800円の単純平均158,650円の6割である95,150円を一つの根拠とした。」という。それより数年前に「被害者の会」は公害健康被害補償制度にたいして「加害者救済制度を許さない」という趣旨の抗議集会に参加しているにもかかわらず、その制度を参考にして、それより余程低い6割を「生活手当」の基準としているのである。このことから、原告の主張するように「加害企業の防波堤」ということが裏付けられている。

上記「生活手当」算出の根拠がこれまで公表されなかったことは、原告が前記引用した各種の文書から明確にされた。さらに乙58の記述でもそのことがわかる。これほど重大なことを秘密にして「自立生活の確立と維持に欠かすことのできない」(12頁下から11行目)生活手当の算出根拠を26年間も被害者に隠し、ウソの基準を堂々と公式文書に発表し続けてきた。さらに12頁で根拠としたという数字には出典の明記がないので、信用するわけにはいかない。

②は被告こそ事実をよく調べるべきである。③は根拠がない。

(4)①「恒久対策案」には大きく取り上げられていない、というのが各種の救済事業を実行する上での判定は、相談機関が関与することを定めている。②は金額だけを比較しても意味がない。予算額との比率が問題であり、2009年の予算額は1,916,190,000円であり、1989年の予算額は1,292,730,000円である。その内相談費用が占める割合が、5,495万円と8,800万円である。2010年の予算に占める相談費は2.8%で、その中には救済事業協力員(5百名以上)に支払われる年1万円の手当と交通費、昼食代などが含まれている。1989年の相談費の中には救済事業協力員の費用は含まれていないので、現在は専門家が関係する相談費は激減していることは間違いない。③は原告の主張は正しい。

第4.1.(1)は原告が準備書面(第1回)の15頁10.で書いような経緯からである。ひ

かり協会東中国地区センター事務所センター長平松邦夫氏にも取材して、甲 20 号証を執筆した。それを平松邦夫氏に送り「反論があれば週刊金曜日に送れば掲載してくれる」旨の手紙を同封した。前野氏はそれに応じて甲 21 号証を反論として投稿したのである。被告がどのように思っても事実上は「言論の応酬」である。

(2)「言論の応酬」に範囲を設定し、この範囲でないと応じないということがあれば、そのように反論の中で提案すればよいことである。答えられないことについて「それは言論の応酬ではない」と後でいうのは、原告が言及した問題には触れられたくない意図を感じる。

(3)共通の基盤がないことはない。「救済とはなにか」を議論しているのだから、救済機関として格好の議題である。

2.(1)ひかり協会は公的存在である。公益法人として税制面でも優遇措置をうけている。公的存在であれば、一般国民の監視と批判をうけるのは当然のことであり、それがないと民主的社会は存続しえない。とくにインターネット上という双方向的に言論をたたかわせる場での原告の発言であり、反論があれば即座に投稿できるような掲示板はひらかれているのである。特に本件を被告が誹謗中傷として取上げているが、発言者は匿名を使わず実名で発信している。匿名ならばその隠れ蓑にかくれて責任を回避できるのに比べ、原告はそのような手段を使わなかった。それは発言に責任をもっているからである。

①閲覧者は両方の意見を読み比べて判断ができるのであるから、言論には言論でこたえるのが民主的である。原告の主張を述べたホームページの書込みで、ひかり協会は破壊されない。言論活動を自分に気に入らないから「破壊」だという発想は戦前の言論統制を彷彿させる。また独裁政治において言論統制を敷く理由と「ウリ二つ」の主張である。「国家転覆」と「救済破壊」を入れ替えただけのものである。

②恒久対策案を実現するために森永は「どの程度まで」と約束しているのか教えてもらいたい。原告は「一言一句たがわず」とは言っていない。被告の主張は「一言一句たがわずとは言っていない」といいながら、その言葉を実行しない理由づけ

に利用している。

③人身攻撃とは個人を攻撃するという意味である。それに乙4は原告の書いたものではない。

3.(1)甲1号証の記事は内容が伝聞情報による憶測で書かれている。(2)甲1号証は人身攻撃である。

4.(1)甲1号証の記事は人身攻撃であり、発行には公共性も公益性もなく、まして真実性もない。

(2)乙4は原告が書いたものではない。乙22についての被告の主張は主題をとりあげず、枝葉末節にこだわっている。かつて『噂の真相』事件では現職の総理大臣が「サメの脳みそ」「ノミの心臓」いう見出しをつけられ報道されたことがあった。これに対して判決では「具体的事実を適示するものではなく、いささか品位を欠く表現ではあるけれども、表現自体が違法性をおびるようなものとはいえない」と判示した。

5.(1)①公開質問状は榎原氏に頼まれて文章を整え、それをファックスで送信したものであり、原告が送付したものではない。②乙2は原告の書いたものではない。③ホームページは榎原氏が開設したものである。④原告と榎原氏は別行動をとり、横断幕は榎原氏が制作したものである。⑤問題にすべきは加害企業を擁護するとして指摘した主題を取上げるべきである。⑥弁護士会に申立てをすることは、申立人にとっては正当なる権利である。⑦これは「言論の応酬」の一環であり、投稿することは言論の自由にかかわることである。それを中傷だという被告の思想こそ問題である。⑧言論による批判を破壊工作として取上げる被告組織は、ひかり協会の救済を無批判的に被害者におしつけるものである。救済にたいしてただ沈黙を強いる強権的圧力を誇示しているにすぎない。⑨岡山県に対して電話で問合せたことを「調停申立てを行い」とありもしない事実を書く事こそ、原告に対する誹謗中傷である。⑩原告がやったことではない、山田氏がやったことである。

(2)社会的に「妥当な範囲」を超えている部分とその理由を示すべきである。言論

活動を破壊活動と表現するのは、言論の自由を認めない独裁国家の思想であり、被告の目指す社会もそれを想定しているのであろう。それは民主制社会とは相いれない思想である。

(3)森永告発の考えとは何か、被告は森永告発を相手に争っているのではない筈である。原告個人の考えと団体としての運動行為とは別物である。相似点を抽出してそれを拡大して当てはめる、単なるレッテル貼りに過ぎない。被告は自分で描いた構図に酔って、妄想にふけているのである。

(4)甲1号証はどのように弁護しても、合理性のない虚偽の事実を連ねているものである。

第5項1.(1)原告は「恒久対策案に盛り込まれた救済事業」との比較で評価しているのである。そのような限定を最初から設けているので、それ以外どのようなことをやっても、評論外のことである。

(2)原告主張が事実に反するなら、原告のあげた要件を具体的事実で反論すればいいことである。

(3)被告が引用した原告の主張に対して事実をもって証明すべきである。

(4)①山田氏の長女は1級の生活手当と付加手当の支給を受けていた。条件は似ていて、当然付加手当の2級が支給されていいはずの、榎原氏には支給されていない。②は認める。③は「ふれあい」におおまかな事が報告されていることは認めるが、ホームページについては、パソコンの操作が苦手な重症者の親や本人には周知されていない。④は榎原氏のケースにおいても差別があることは証明されている。

2. 山田氏の長女については、要請から4年半も経って実施され、本当に重要な時期を過ぎてから実施された。失われた時間は取り戻せないことからわかるように、効果が期待できなくなっただけからの実施は、救済ではない。またその後の対応についても、四年半にわたって理事長宛てに出された要請文を山田氏に返却し、「なかったことにする」という決着をはかった。自分に不利なことは歴史から消し去ろうという魂胆である。救済は電話をかけた回数で計られるものではない。それは後日の言

い訳のために計数したもので、陰では甲 45 号証のような文書を流布させている。

3. 横田氏の場合はひかり協会の職員が訪問し、甲 44 号証にあるような人権無視の発言を繰り返していることは、訪問や相談以前の問題である。訪問して実際に部屋を見れば、不自由な生活をしていることは明白である。本人からの要請がなかったら、「体を元にもどす」救済事業はしないという言い訳は通らない。

4. 榎原氏がひかり協会の救済事業に不満をもっていることは、これらの面談や対応が被害者の救済につながらないからである。お座なりの対応ではなく、誠意をもって対応していれば、これほど関係がこじれることはないはずである。

5. 西田陽子さんの車椅子購入については、これまでの経験から相談を通していたら、緊急の場合には役立たないので、相談せず購入した。西田さんはひかり協会職員に訪問されると、その後ではいつも情緒が不安定になる。その原因は職員の相手を思いやる気持ちのない、無神経な発言によるものである。西田さんが数年前から直接ひかり協会職員と接触せず、代理人の弁護士を通してしていることは、そのような事情による。本人がひかり協会職員と面談すれば、その後何日も体調を崩すようになる救済事業では、救済とは言えないのではないだろうか。

6. 被告は実情を見ようとしていない。四人の訴えについてひかり協会の都合に合わせて理解しようとしている。「救済は個人対応」だといいながら、名目的な訪問回数や、形式的な文書主義に頼っている。救済は人間対人間の信頼関係からうまれるものであるが、官僚的な対応で「事たれり」としている。それが数字の列挙と多弁なる裏付けなき一覧表にあらわれている。そして、返答に困ると「原告とは常識的な対話が不可能である。」(被告準備書面(14)26 頁)と逃げる。

7. 原告は平成 22 年 4 月 28 日提出の準備書面(第 6 回)の求釈明 3.で『「多くの専門家を確保して」の「確保」とはどのような雇用形態か』と釈明をもとめたのに、被告は釈明をしていない。人件費の説明について、このような曖昧な記述は許されない。「専門家の確保」に要する人件費は「相談費用」から支出されるのか、それとも管理費から支出されているのか、明確にしないで「原告の主張は間違っている。」

とはいえない。

8. たとえ公益法人に認可されようが、疑いは残る。

五、被告の主張する「誹謗中傷」について

1. 被告は準備書面(14)の 2 頁に、榎原氏のホームページを認めない立場に立っていたので、そこに「反論を書き込むことはあり得ない」と書いている。それでは機関紙「ひかり」に書けばいいではないかと思うが、それもしていない。言論に対しては言論で応じるのが民主的方法と原告は思うが、被告は書く場所を選び好みし、その上自由に自説を展開できる機関紙上でも反論をしない。そして一方的に掲示板での言論を誹謗中傷だと主張する。

2. 被告の主張の特徴は具体的事実を提示しないで、誹謗中傷と言い募ることである。甲 1 号証 1 段目でも「守る会の方針やひかり協会の事業について誹謗中傷することは被害者運動と救済事業に対する妨害であり許されるものではない。」と書いている。重要なのはどのような「誹謗中傷」があったのか、それを明らかにすることで、大仰な表現をすることではない。「誹謗中傷」の中味を会員に明らかにせず、すぐ結論として「許されない」へ行く。人権擁護委員会への申立てについても、どのような内容の申立てがあったのかを、決して機関紙では明らかにしない。両方の意見を紹介して会員に評価を任せるということは、決してやらない。批判即ち誹謗中傷だという意識に貫かれ、それが「誹謗中傷」の中味を吟味せず、ストレートに「許されない」へ直結する。これが自己聖域化の特徴である。これは会員を信用していないからでもある。救済事業に自信がないからでもある。

3. 自己聖域化の特徴は自己中心的である。被告のやることは全て正しく、批判することは全て間違っていると受取り、批判者にレッテルを貼ったと同じことを自分がやっても、それは許されるのである。被告もひかり協会も公的存在であり、公的存在は他からの批判にさらされることを甘受しなければならない。原告や榎原氏のような私人とは区別されることは、当然の前提である。被告が受けた原告や榎原氏からの批判と、誹謗中傷とは百里の径庭がある。批判は具体的な事項の提示によ

ってなされている。誹謗中傷とは具体的事項を提示しない単なる悪口である。具体的事項を提示した批判には、具体的な事実をもつて反論することが言論には言論をもってする民主主義の根本である。

被告は自己に向けられた批判を誹謗中傷といいながら、悪意に満ちた、批判とは言えない誹謗中傷を、準備書面の各所で榎原氏に向けている。訴訟の当事者ではない榎原氏に対して、悪意に満ちた誹謗中傷を、準備書面に書き込む必要がどこにあるのだろうか。このような人権意識に乏しい被告が、自己に向けられた批判を誹謗中傷だというのはおかしい論理である。

六、本年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、太平洋沿岸地域は地震と津波による壊滅的な大被害をこうむった。その上福島第一原発の事故で、近辺の住民には放射能汚染という二重の災難が降りかかった。そこで思い出されるのが、福島県生活協同組合連合会から被告に送られた物心両面の支援である。

被告準備書面(14)の 3 頁で「守る会が国民の応援にお礼ができていない」と原告の言葉を引用して、それが「直接非難」というぐらいであるから、当然福島県生活協同組合から寄せられた支援のことはご存知であろう。その 3 行下では「歴史資料を保存してないとして、直接非難中傷している。」というのであるから、当時、福島県生活協同組合から数年にわたり、多額のカンパを受けたことを記した資料を、保存していることだろう。しかし念のために、当時のことを書き被告がまだお礼をしていないなら、是非実行してもらいたい。

昭和 45 年 11 月 10 日、東京で開催された全国生協連大会・全国消費者大会に被告も招待されて出席した。代表として参加した広島の子田シズカさんは、森永ヒ素ミルク中毒事件について、被害者の親としてそれまでの闘病生活を参加者に訴えた。それを最初に受けとめたのが、福島県生活協同組合連合会であった。福島県生活協同組合連合会は地域大会で、山田さんの訴えに感動して森永製品の不買運動を決議した。これが各地の生活協同組合が不買運動に立ちあがる先駆けとなった。このことについて被告全国理事会では感謝決議を採択し、守る会発第 540 号文書として

福島県生活協同組合連合会へ送った。それに続いて広島県消費者団体連合会、広島大学生活協同組合、神奈川県生活協同組合などが森永製品の不買売決議をすることになった。その後は毎年、福島県生活協同組合連合会の総会に被告からの代表が招待を受け、森永製品不買売運動の再確認がされ会場で集まったカンパを贈られた。

「国民にお礼ができていない」ということは、平成 12 年に亡くなったひかり協会生みの親とも言える岡崎哲夫氏も「遺言状」の中に書いている。そして「ひかり協会の歴史は恒久救済対策案の空洞化の歴史であるとの汚名は避けて貰いたい」とまで述べている。自分が設立の中心的役割を担った、ひかり協会の救済事業の空洞化防止と、資料館建設等を未解決の問題として、後継者に託している。これを書いてから約 4 カ月後に岡崎氏は死去したのであるから、余ほどこのことが心残りであったに違いない。

これほど被害者救済に情熱をそそぎ、死が迫る中でまでひかり協会による救済の前途を憂っていたのが、岡崎氏である。その中心的会員を「分派活動」というレッテルを貼って、昭和 61 年に被告から追放してしまったことは、熱心さが故に邪魔になったのである。救済事業に不満をもつ広島県福山市在住の被告会員に誘われて、別の組織に参加した。それが「分派活動」との疑惑を受けて、除名処分になった。「分派活動」の中心的役割を果たした人達 5 人は、その年の 12 月に会員として復帰が許されている。(甲 45 号証)

七、原告が明らかに認めるもの以外のその余はすべて争う。